遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条
相続人	者
知事等	地方公共団体情報システム機構
第二十二条第一項第一号及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十二条第二項	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
知事等	地方公共団体情報システム機構
［略］	［略］
第三十四条の二第一項（各号を除く。）	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
第三十四条の二第一項第一号	及び生年月日	、生年月日及び基礎年金番号
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済規則の適用除外）

第九条　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十四条第一項第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第四号から第六号まで、第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第四号から第六号まで並びに第二項第一号及び第九号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第一項第四号及び第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条
相続人	者
及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十二条第二項	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
［同上］	［同上］
第三十四条の二第一項	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
及び生年月日	、生年月日及び基礎年金番号
［同上］	［同上］

（改正前私学共済規則の適用除外）

第九条　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の二第五項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十条第二項第二号、第二十四条第一項第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第五号並びに第三項、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第二項第二号及び第三項、第三十二条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。